四街道市障害者相談支援事業　業務委託事業者選定評価表

評価項目		評価要件	配点
1.本業務遂行にあたっての基本的な考え方		本業務の目的及び本市の相談支援体制における本事業の役割を理解し、業務を適切かつ継続的に実施するための具体的な基本方針が示されているか。	10
2.業務実施提案	(1)総合的及び専門的な相談支援の実施	障がい者等からの生活全般にわたる相談に応じ、必要な情報提供、助言、関係機関への紹介、連絡調整及び同行支援等を行うための具体的な取組が示されているか。	5
	(2)福祉サービス等の利用支援及び関係機関との連携	必要な福祉サービス等の利用に向け、関係機関と連携し、適切な支援につなげるための具体的な取組が示されているか。	5
	(3)アウトリーチ及び困難事例への対応	地域で孤立している者、支援を拒否している者、相談窓口やサービス利用につながっていない者等に対する訪問支援及び継続的な支援について、具体的な取組が示されているか。	5
	(4)権利擁護及び虐待防止	障がいを理由とする差別の解消、成年後見制度等の権利擁護及び障がい者虐待の防止・早期発見について、具体的な取組が示されているか。	5
	(5)住宅・地域生活に関する支援	住居の確保や地域生活の継続に関する相談に対応するため、関係機関との連携を含め、具体的な取組や考え方が示されているか。	5
	(6)地域生活支援拠点等との連携	地域生活支援拠点等と連携した緊急時支援や地域生活の継続に必要な支援について、具体的な取組が示されているか。専門的人材育成について具体的な取組や考え方が示せているか。	5
	(7)地域課題の把握及び自立支援協議会等への参画	相談支援を通じて把握した地域課題を関係機関と共有するとともに、四街道市自立支援協議会等に参画するための具体的な取組が示されているか。	5
3.人員配置方針	(1)決定方法、スケジュールの妥当性	契約予定日(1月)以降、配置される専門的職員の決定方法やスケジュールは適正か。業務開始日(4月1日)までに業務体制が整っているか。	5
	(2)専門的職員の経験・能力	専門的職員に求める経歴・資格等について、当該業務執行に十分に応えられることが期待できるか。また、本業務を円滑かつ確実に執行できると期待できる常勤の専門的職員の人数が確保されているか。	10
4.業務執行体制	(1)組織の位置付けの妥当性	本業務に従事する体制は、本業務に迅速・的確に対応できる組織として適正に位置付けられているか。	5
	(2)指揮命令系統の確実性	事業者における指揮命令系統は、通常時、夜間・緊急時含め確実なものであるか。また、市との連絡調整の体制は明確か。	5
	(3)人材育成への取組	人材育成のため、研修の年間計画の策定、仕事中の指導・面談など具体的な取組はあるか。	5
	(4)職員の勤務体制の明確性	各職員の配置と業務分担、勤務時間、勤務割振表等の勤務体制は明確に計画されているか。	5
5. その他　独自の企画提案		本業務の目的を踏まえた独自の企画・提案があり、その内容が相談支援体制の充実や利用者サービスの向上に資するものであるか	5
6. 業務実績		本業務の受託に足りる同種業務や類似業務の実績を有しているか。	10
7. 事業費見積		事業費総額は、54,939千円以内であるか。 その他、見積書の内容は適正か。	5
8. ワークライフバランスの推進に関する指標(加点)		女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)又は次世代法に基づく認定(くるみん認定)、若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定)を受けているか。	5
		点数合計	105